



20歳になったら——国民年金

国民年金は老後の安心料

わが国の平均寿命はおよそ八十年。世界でもっとも長生きできる国です。言い換えれば、「老後」が世界で一番長いといえます。最近では停年退職後を「第二の人生」とよび、いかに充実して送るかということが最大の関心事になってきていることは、みなさんもご存じだと思います。それでは老後の生活を精神的にも肉体的にもより充実して豊かなものにするには、どうすればよいのでしょうか。やはり不安のない、安定した生活を送れる、ということではないでしょうか。そんな老後の生活を保障し、わたしたちの暮らしを支えてくれるのが、公的年金制度である国民年金です。今号では、この国民年金について少しお話ししてみましよう。

安定した年金制度に変身しました

いま村内には国民年金の老齢年金や老齢福祉年金をもらっているおじいちゃんやおばあちゃんは千三百三十五人います。そのほかに厚生年金や船員保険の老齢年金をもらっている人や共済組合の退職年金、恩給法の普通恩給をもらっている人もいます。

年金制度は、三年前の昭和六十一年四月に制度が変わりました。それまでは、国民年金、厚生年金、それに四つの共済年金と、制度によって掛けるお金やもらえるお金が違っていたのですが、みんな

が公平に安定した年金を受けられるように年金法が改正されました。

この改正のいちばんの目的は、国民年金を全国民共通の基礎年金として支給する制度に発展させることにありました。基礎年金は、国民全員で支えますから、制度は安定しますし、そのうえ、みんなが同じ条件で同じ年金を受けることができるので公平です。

厚生年金や共済年金は「基礎年金の上乗せ」の制度として、全体としては二階建ての年金制度になったわけです。

国民年金に加入できるのは、日本国内に住所がある人で、二十歳以上六十歳未満の人には、みんな入ってもらうことになっています。加入者の種類によって、保険料の納付や給付の内容が違っているので、三種類に区分されています。

一つめは、第一号被保険者といって、自営業者、農林漁業者、サービス業者や国・地方議会の議員とその配偶者、厚生年金保険や共済組合の老齢（退職）年金を受けるための期間を満了した人で退職した人とその配偶者。そして障害給付・



「国民年金」は、その名のとおり、みんなで加入し、みんなで受給するための国の制度です。働ける世代が保険料を出し合い、それを財源として、お年寄りの世代に年金を支給することで、老後の生活の安定をはかる世代と世代の助け合いの仕組みです。



ところで、国民年金制度は昔からあったのでしょうか？——実はそんなに昔からあったわけではありません。国民年金の保険料を積み立て始めたのが、昭和三十六年四月からです。まだ二十八年くらいしかたっていないんです。その当時の保険料は三十五歳未満の人が月額百円、三十五歳以上の人は百五十円でした。

遺族給付の受給権者となっています。

二つめは、第二号被保険者といって厚生年金保険（船員を含む）や共済組合の加入者です。

三つめは、第三号被保険者といって、厚生年金保険（船員を含む）や共済組合の加入者に扶養されている配偶者です。皆さんもこの三つのうちどれかに加入していると思います。

さて、もし年金に入らなかったら、どうなるのでしょうか？

答えは簡単です。入らないと、老後を迎えても年金がもらえません。必ずどれかの年金に入ることが義務付けられていますから、すべての皆さんに入っていたきたいと思います。

それでは年金が実際には何歳からもらえるのでしょうか。

国民年金保険料を二十歳から六十歳まで（最低二十五年以上）納めないで、将来年金がもらえない仕組みになっています。ふつうは、五年間すえ置きで六十五歳から年金が受けられますが、支給の繰り上げ、繰り下げもあります。老齢年金は希望によって、六十歳から六十四歳までの間に繰り上げて受けることができますが、この場合、年齢に応じて減額されます（四ページの表—参照）。

万一、お金をもらう前に死んでしまった場合は、母子（子供が十八歳未満）や子供だけ残ってしまったときは、遺族基礎年金が支払われますが、そのほかは死亡一時金として支払われます。死亡一時金の額は保険料を納めた年数によって違ってきます。

国民年金のお問い合わせは住民福祉課国民年金係 ☎824111内線117へ



三年前の昭和六十一年四月から、国民年金の制度が変わり、わたしたちすべての国民に共通する年金（基礎年金）としてもらえるようになりました。サラリーマン、公務員などは、その上に厚生年金・共済組合の年金が上乗せされます。

20歳になったら加入します

国民年金には、二十歳以上六十歳未満の人は、原則として皆さん加入することになります。加入する人（被保険者）は、次の三種類に分けられています。

■第一号被保険者（自営業者など）
日本国内に住んでいる農・林・漁業、自営業などで職場の年金制度に加入していない二十歳以上六十歳未満の人

■第二号被保険者（会社員など）
会社員（厚生年金）、公務員（共済組合）など職場の年金に加入している人

■第三号被保険者（扶養配偶者）
厚生年金・共済組合の加入者に扶養されている配偶者で、二十歳以上六十歳未満の人——なお「昼間部の学生で二十歳以上六十歳未満の人」「六十歳未満で職場の年金制度から

老齢（退職）年金を受けている人」
「海外に住んでいる日本人で二十歳以上六十歳未満の人」「六十歳以上六十五歳未満の人」は国民年金の加入から除かれています。本人が希望すれば任意加入して第一号被保険者になります。

農業や自営業者などは自分で保険料を納めます

三種類のなかで、自分自身で国民年金の保険料を納めるのは第一号被保険者だけです。

■第一号被保険者：自分で国民年金の保険料を納めます。

■第二号被保険者：職場で給料から厚生年金保険料や共済組合保険料として差し引かれます。

■第三号被保険者：夫（または妻）の加入している厚生年金や共済組合が配偶者の費用を負担するので、自分で納める必要はありません。

もらえる年金は三種類

基礎年金には、①老齢になったときの老齢基礎年金 ②障害者になったときの障害基礎年金 ③夫が亡くなった母子家庭になったときなどの遺族基礎年金の三種類があります。

老齢基礎年金

二十五年以上加入した人が、原則として六十五歳から受けられます。二十